

佐賀県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月二十六日から平成二十二年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前の別	幅員 メートル
県道 武雄塩田線	武雄市武雄町大字富岡字サキ 田七八一五番五地先から 武雄市武雄町大字武雄字小路 五六〇五番一地先まで	後	三八・一 一五・四
	武雄市武雄町大字富岡字サキ 田七八一五番五地先から 武雄市武雄町大字武雄字小路 五六〇五番一地先まで	前	二一・四 七・五
		延長 メートル	一三八・七 一三九・五